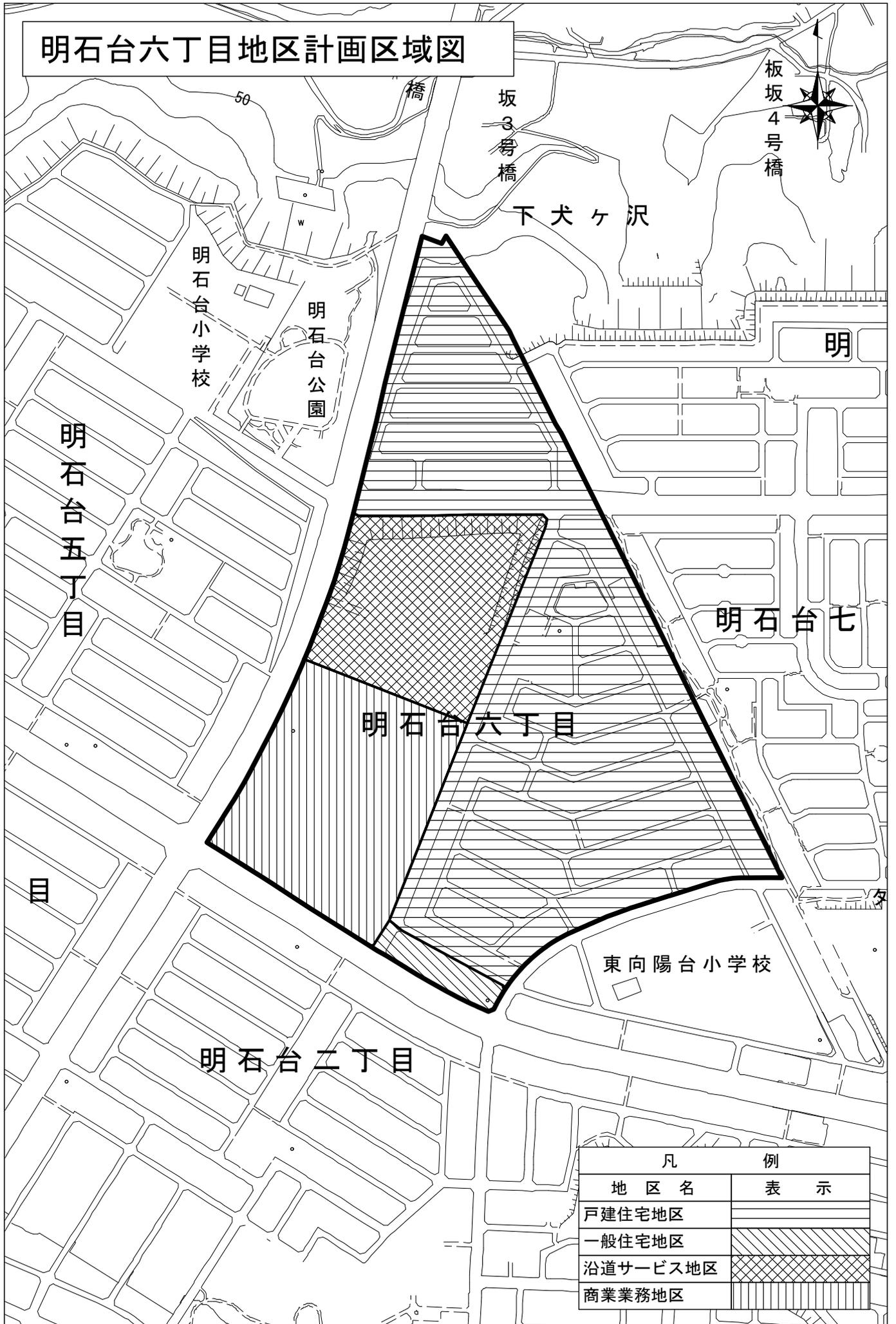


明石台六丁目地区計画

地区整備計画区域		商業業務地区	沿道サービス地区
用途地域 (建ぺい率・容積率) %		第二種住居地域(60・200)	第一種住居地域(60・200)
土地利用の方針		日常生活のサービスの拠点としての生活利便施設の立地を図る。	業務施設を主体とした施設の立地を図る。
まちづくり	建築物の用途 【建築できないもの】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅</li> <li>・兼用住宅</li> <li>・共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>・ホテル又は旅館</li> <li>・ポーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</li> <li>・カラオケボックス</li> <li>・マージャン屋、ばちこ屋、射的場、勝馬投票券売所等</li> <li>・学校(幼稚園、高等専門学校、専修学校等を除く)</li> <li>・神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>・自動車教習所</li> <li>・単独車庫(附属車庫を除く)</li> <li>・畜舎</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅</li> <li>・兼用住宅</li> <li>・共同住宅、寄宿舎又は下宿</li> <li>・ホテル又は旅館</li> <li>・ゴルフ練習場、バッティング練習場</li> <li>・学校(幼稚園、高等専門学校、専修学校等を除く)</li> <li>・神社、寺院、教会その他これらに類するもの</li> <li>・自動車教習所</li> <li>・単独車庫(附属車庫を除く)</li> <li>・畜舎</li> </ul>
	敷地面積	1,000㎡以上(公益上必要な建築物等について特例あり)	
	形態・意匠	屋外広告物は、落ち着いた色彩を使用した自己用のもののみとし、自己の敷地内に設置する。	
規制	かき又はさくの限	道路に面する部分に設けるかき又はさく ・生垣又は2.0m以下の透視可能なフェンス等とする。 ※人及び車両の進入部分を除く。 ※透視可能なフェンス等：透視率を均等に50%以上確保できるもの。	
—			

# 明石台六丁目地区計画区域図



凡 例	
地 区 名	表 示
戸建住宅地区	(Blank)
一般住宅地区	(Diagonal hatching)
沿道サービス地区	(Cross-hatching)
商業業務地区	(Vertical hatching)